

[V] 産婦人科医と思春期の問題

女性が産婦人科医を妊娠・出産・子宮筋腫・子宮癌・更年期とは別に、健康管理・ホームドクターとして考えることが望ましい。

- 1) 東京母性保護医協会は「思春期クリニック」構想を基に、1992年6月、東京思春期保健研究会を発足させ、研修会開催、ニュースレター発行、関連分野との交流など、青少年問題に取り組んでいる (V-1)

研修会 (年2回)

- ①思春期外来の問題点を、思春期外来の経験ある医師から
- ②学校における性教育の現状を校長・養護教諭・担任の立場から、
- ③ハワイにおける思春期妊娠への対応をソーシャル・ワーカーから
- ④エイズ対策を東京都エイズ対策室から
- ⑤自分たちの経験した思春期事例検討を各地域ブロックの医師から
- ⑥エイズ最前線についてエイズ予防財団研究員から

今後取り上げたい関心あるテーマとしては：

- * カウンセリング (体重減少性無月経・妊娠・出産。本人および家族とのかかわり方)
- * 十代の妊娠
 - 十代の人工妊娠中絶
 - 十代の出産の是否
 - 十代の避妊指導これらに対する学校の現状と反応は？
教育の実態は？
十代の妊娠に対する家族の反応は？
- * 思春期と性感染症
 - 予防・コンドームを正しく知っているか？
- * 思春期の悩み
 - 男子・女子
- * 思春期の婦人科疾患
 - 腫瘍・食行動異常
- * ピルに対する考え方

ニュースレター

- ①研修会の内容報告
- ②日本家族計画協会オープンハウスから見た思春期の問題
- ③その他トピックス

- 2) 日本母性保護医協会の性教育セミナーも、年一回開催され、医師以外の性教育に関心を持つ助産婦・保健婦・教諭・臨床心理士その他も参加している。

開催地ごとに特徴ある性教育の現状が示される。例えば、泌尿器科医の性教育参加がかなり以前から行われている所では、男子高校生には特に有意義なこと、社会人として巣立つ前に正しい性教育の行われていることが示されている。

若年妊娠のパートナーにこの年代の社会人が多く性教育の機会のないことが問題視されている今日、思春期に関心ある泌尿器科医の参加は心強い。泌尿器科医がどのように性教育特に学校教育に関わっていったか、その過程に意義があり、後述の産婦人科医と校医の件にも関わりが見られる。

- 3) 校医としての産婦人科医

産婦人科医が校医として喜んで迎えられるところもあり、何らかの形で産婦人科・泌尿器科・精神科・小児科医の学校参加が注目されている現在、その採用経過を知り、地域でのニーズを知り学校保健医・大学保健管理センターなどと相互の理解を深める努力が必要であろう。

例：江戸川区 (V-2)

- 4) パートナー

思春期問題に大切なパートナー、心理療法士、ソーシャルワーカー・助産婦・保健婦・養護教諭・担任教諭・毎年養成される思春期保健相談員 (日本思春期学会認定) との関係も大切である。

考案

東京母性保護医協会および日本母性保護医協会には、本研究班の協力者数名が関係しているが、勤務医・開業医それぞれの持つ思春期問題の現状と悩み・憂いが反映され、やはり放置できぬ大きな問題という印象である。

東京思春期研究会では、会員各位の思春期問題に絞った情報交換が行われる。若年者の受診しやすい環境づくり、時間帯設定、若年妊娠を扱った場合の家族との接し方、費用・福祉との関係・養

子縁組・学業復帰など木目の細かい研究が行われている。

学校その他との交流は、江戸川区の学校保健と産婦人科医の提携の試案、モデル地区としての行動に期待したい（平成7年報告予定）。

産婦人科が望まない妊娠を防ぎ、妊娠してしまったとき、早期の医学的支援活動に貢献することは可能であり、現に行われている。しかし、もっと他の分野と情報交換しつつ発展させたいものである。

他の分野の人々の多くは女性群であり、やむにやまれぬ思いと、意欲、行動力は十分であるが、今欲しいものは有機的つながり、強力なネットワークではなかろうか。

研修会・セミナーを介しての交流が医師側から

計られている。産婦人科医と各関連部門、中央と各地域の係を保ちながらの思春期対策の充実に力を注ぎたい。

[資 料]

産婦人科医と学校医について(V-1, 2, 3)

- ①思春期学会
- ②(社)日本母性保護医協会昭和62年3月
- ③日母医報
平成5年2月号
- ④江戸川区、思春期の子ども支援システム案
- ⑤思春期相談員パンフレット
長池産婦人科医院(仙台)
日本家族計画協会市谷クリニック
高知県
大阪市立社会福祉センター

東京思春期保健研究会の活動

東京思春期保健研究会 黒島 淳子

1) 地域の現況

東京において、思春期クリニックを開設しているのは、6大学病院、4国公立病院、5個人病院、家族計画協会の中の市谷クリニックなどの少施設にすぎない。現在の、中高校生の身体の発達の急進、性情報、セックス産業の氾濫などをみると、STDや、思春期妊娠のケースの増加と、それに対する対応、治療、指導などの必要性が問われてくるところ切実な問題である。

2) 発達の動機

東京母性保護医協会(以下東母と略す)の名誉会長渡辺行正先生は、会長時代の、昭和62年、「産婦人科医業開発委員会」の中で、医業の活性化、認定医としての活躍、専門外来、特殊外来の設置を考え、思春期をテーマの外来設置を課題とした。そして、思春期専門外来の構想として、(1)少産時代の新しい母子保健対策、(2)健全母性育成事業への協力、(3)個別指導体制による思春期保健の推進、(4)関連団体および地区行政との連携、を提示した。

従来の、集団保健指導体制による啓蒙教育から、施設による個別指導体制への移行は、今後、ますます問題となってくる思春期を扱うために、絶対に必要となってくるとした。施設における医療レベルを含めた保健指導体制、「施設個別指導方式」を取り入れていくことを目標に、そのためには思春期の保健、医療レベルに、関心をもった産婦人科医師の集まり、研究会を発足させることに、数年来の情熱をもって当たられ、東母、母子保健部が、その中心母体となって、実現の推進に当たったのである。

3) 発足までの経緯

平成3年2月、渡辺会長ほか母子保健部の数人が、数回の会合を開き、発足に向けての具体策を練り、さらに、呼びかけも行って、発起人会を開

催した。

母子保健の啓蒙活動を続けている、東京都予防医学協会、および家族計画協会も、共催と協力体制をお願いできることとなり、東母と、この2団体からも担当者に加わっていただき、平成4年1月22日、2月17日、3月16日、5月11日と、設立準備会を重ねた。

そして、まず、産婦人科医師のみによる会とすることとし、発足の趣旨を、東母会員に案内し、入会を募り、平成4年6月6日を発足式とすることを決定した。

4) 設立時の様子(発会式)

入会申込数：252人

「東京思春期保健発会、および記念講演会」

日時 平成4年6月6日(土) 14:00~17:00

会場 ルークホール(持田製薬内)

司会：東母常務理事 星野広利先生

I. 開会

II. 挨拶 発起人代表、東母名誉会長
渡辺行正先生

III. 経過報告 東母常務理事、黒島淳子先生
日本家族計画協会
市谷クリニック所長
北村邦夫先生

IV. 発会にあたり 本会会長 渡辺行正先生

V. 記念講演

1) 「思春期外来」の歴史と展望

座長 東母副会長 岡田紀三男先生

演者 日本思春期学会理事長

松本清一先生

2) 世界各国の若年妊娠(十代)の現況

座長 日本家族計画協会専務理事
近泰男先生

演者 国立公衆衛生院

保健統計人口学部長 林謙治先生

VI. 閉会 東京都予防医学協会常任理事

山内邦昭先生

出席数 70人

発足式の経過報告とともに、「東京思春期保健研究会会則」「平成4年度予算」「役員名簿」を提案、承認された。記念講演1)で、思春期外来の必要性は、世界各国の声であり、1940年プラハでピーター教授が小児思春期婦人科を設置したことを手はじめに各国で設置されるようになったこと、1964年には世界保健機関でも思春期に関する専門委員会ができ、思春期妊娠の増加に対して勧告を出し日本でも松本先生が群馬大学ではじめて、思春期外来を設置し、いまでは全国75施設で、思春期専門外来、特殊外来が行われていることを、また、世界各国で進められている相談活動や性教育の紹介などの、示唆に富んだお話であった。講演2)は、世界各国、特に途上国における家族計画プログラムのプロジェクトマネージャーとしての、貴重なお話であった。

5) 研究会の特殊性

本研究会は、産婦人科医で成立している。大学病院、公的病院、個人施設においても、個々の相談や、医療における対応が施設において可能であることが特徴である。

成熟婦人の診療とは異なった配慮と診断や治療が必要であり、そのための訓練を受けた医師が当たるところに、特殊性があり、思春期の女子にとって、非常に幸いである。

思春期に詳しい医師が、少女期から成熟期にいたる間の、心身の相談や、医療に当たってくれる専門のクリニックの存在である。

6) 発足後の活動内容

(1) 年1回の総会

年2回の学術研修会(5~6月, 10月~11月)

(2) 思春期保健, 性教育, 医療に関する

ミニレポート1回/月 発行予定とする
(ニュースレター)

(3) 地区別小グループによる勉強会

以上(3)項目を、事業内容とし、現在(1)(2)はすでに行われている。

(1) 第1回研修会

平成4年11月14日(土) 14:00~17:00

会場: 雪印乳業本社9回大会議室

1. 会長講演

2. パネルディスカッション「思春期診療、どうしてる?」

1) 思春期外来: 問診, 内診:

黒島淳子, 北村邦夫先生

2) 月経異常: 診断, 治療: 松峯寿美先生

3) 続発性無月経: 体重減少性, スポーツ性:

楠原浩二先生

4) 月経困難症: 診断, 治療: 奥山輝明先生

3. 特別講演「思春期外来と保険診療」

守矢和人先生

出席者: 78人

(2) 第2回研修会:

平成5年3月13日(土) 15:00~18:00

会場: 雪印乳業本社9回大会議室

1. 会長講演

2. パネルディスカッション「性教育の現状」

1) 小学校における性教育: 武川行男先生

2) 中学校における性教育: 竹内恵子先生

3) 高等学校における性教育: 井口一成先生

4) 産婦人科医が行う指導者・親教育:

松峯寿美先生

5) 産婦人科医が行うエイズ・避妊教育の実

際: 北村邦夫先生

3. 特別講演「思春期の卵巣腫瘍」: 安田允先生

出席者: 80人

News Letter

No 1. (1992. 7. 1): 設立発会式の模様

No 2. (1992. 8. 1): 思春期外来がなぜ必要か

No 3. (1992. 9. 1): 日本思春期学会見聞記,
日母性教育セミナーから

No 4. (1992. 10. 1): 思春期外来設置状況調査
結果

No 5. (1992. 11. 1): 「オープンハウス」電話
相談について

No 6. (1992. 12. 1): 東京思春期保健研究会第
1回研修会を終えて

No 7. (1993. 1. 1): 若年者の性行動とエイズ

No 8. (1993. 2. 1): 思春期の月経異常

No 9. (1993. 3. 1): 思春期の続発性無月経

No 10. (1993. 4. 1): 第2回研修会を終えて

(資料V-4)

江戸川区医師会
会長 久米 和夫 殿

3教指オ8-7号
平成3年11月5日

江戸川区教育委員会
教育長 丸山 典雄

「思春期の悩みに対する支援組織活動推進事業」について (依頼)

本区は、日本学校保健会の委託を受け、思春期の児童生徒の悩みに適切に対応する体制を関係機関との連携のもとに確立することを目的として、下記の通り本事業を推進していきたいと存じます。

つきましては、江戸川区医師会の御理解をいただき、是非、御指導・御助言をお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 事業名 | 「思春期の悩みに対する支援組織活動推進事業」 |
| 2. 事業母体 | 日本学校保健会委託事業 |
| 3. 事業目的別添 | 「資料1」の通り |
| 4. 事業期間平成 | 3年度・4年度 |
| 5. 本区の計画 | *江戸川区児童生徒精神衛生協議会の組織を活用させていただき、推進する。
-別添「資料2」の通り |
| 6. その他 | *推進事業経費は、日本学校保健会の委託金で賄う
*事務局は、教育委員会学務課給食保健係及び指導室に置き、具体的な活動の推進は、指導室が担当する。 |

担当者

学務課給食保健係主査 加藤
指導室指導主事 昌子

資料 No.1

2.9.7

3 実施期間

平成2年度より3か年

ただし、平成2年度は、地域の選定を行わず、モデル事業実施方法等についての基礎研究を行う。
(相談体制が整っている地域の事例収集と検討、現状の問題点把握など) その結果をもとに、平成3年度よりモデル地域で実践研究を行う。

4 実施上の留意点

- (1) 本事業を実施する都道府県保健会は、「思春期の悩みに対する支援組織活動推進協議会」を設置し、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、関係諸機関との密接な連携を保ちながら事業を実施すること。とりわけ、地域保健との連携を進めるうえで、都道府県衛生部局等との連携協力に配慮すること。
- (2) 各都道府県学校保健会はモデル地域の選定にあたり、厚生省の実施するモデル事業等との連携にも配慮すること。

(案)

3. 支援活動推進体系

	児童生徒精神衛生協議会	校長会	教育研究会	区教育委員会	その他
調査・研究等	○調査内容・項目の検討・助言 ○結果の分析・課題の明確化	○学校経営上の諸課題の提言 ○各調査協力	○思春期の悩みに関する調査・実態調査(教員・保護者児童生徒)	○区の実態の把握・相談分析 ○連携組織の調査研究の集約調整	○既存研究文献の収集分析
研修	○教職員・保護者対象の研修会への講師派遣 ・講演 ・指導助言	○校内研修会への計画的な位置付け ○学校医の指導助言	○小学校保健部中学校健康部の研修 ・精神衛生 ・思春期医学 ・性教育等	○健康教育研修会の充実(年4回) ○保健主任連絡協議会での協議・情報交換	○社会教育、PTA組織との連携
相談・指導	○児童生徒、保護者の悩みに対するの援助 ・相談、指導(治療)	○校内組織の確立 ○学校医・主治医と連携	○養護教諭の相談活動の充実	○学校医、精神科医、婦人科医保健所等の専門職との連携体制 ○区教育相談の充実連携	○相談案内の検討
その他	○援助の具体的な方策 ○学校保健委員会との連携	○校内体制の確立と意識の高揚	○養護教諭、保健主任の役割の重要性の認識	○連携の働きかけ連携活動の調整取りまとめ	○報告書等の検討

* 本事業の事務局は、教育委員会学務課及び指導室に置き、具体的な活動の推進は指導室が担当する。

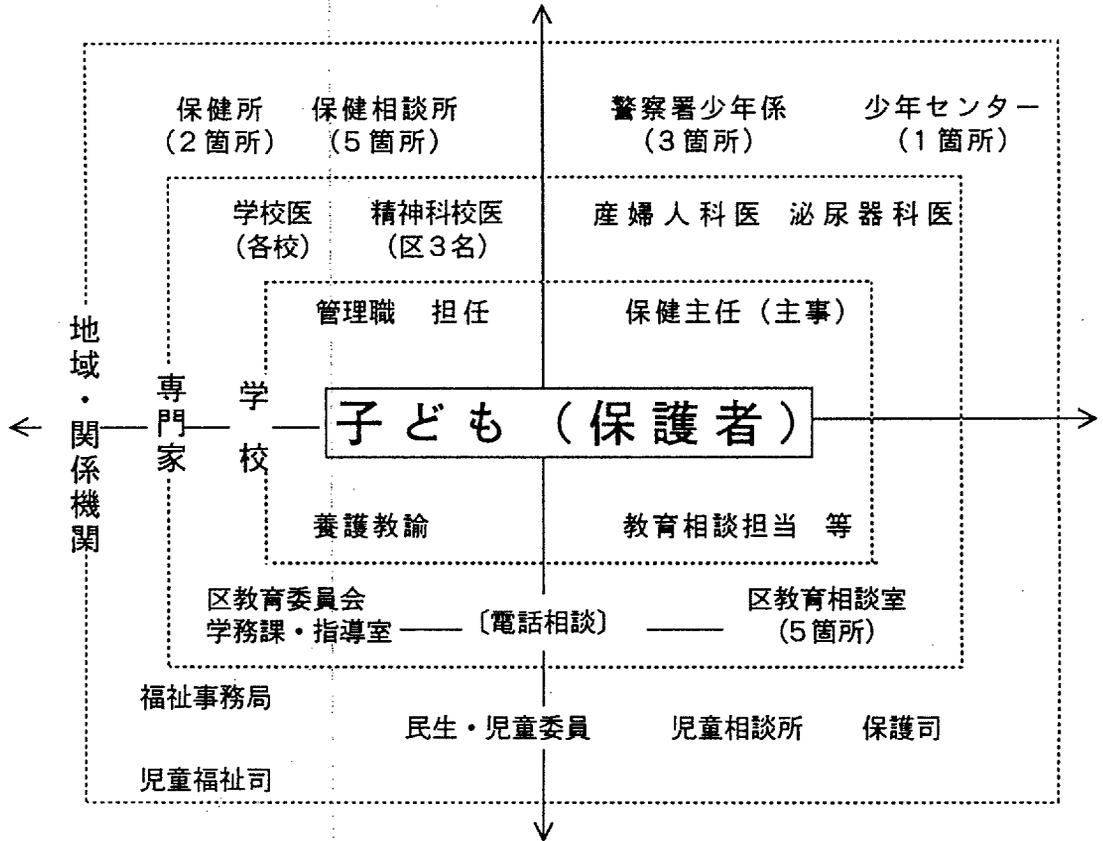
相談窓口多様化

都児童会館

都婦人相談センター

都心身障害者福祉センター

都立教育研究所相談部



都精神衛生センター 都立梅が丘病院 都青少年センター 少年鑑別所

国立精神衛生センター 国府台病院

※子どもを中心に据え、相談しやすい体制づくりと窓口の多様化

※相談窓口の積極的なPR

※学校関係者の相談機能の向上

※相談窓口の共通理解と相互連携

※相談窓口紹介の中心機能（区電話相談・区教育委員会）

思春期の悩みに対する支援組織活動推進事業

1. 目的

日本学校保健会の委託を受け、思春期の児童生徒が抱える性の悩み・トラブル、心の健康の相談・指導に適切な援助を与えるため、学校・地域の医師会・保健衛生関係者等が相互の役割を理解し、連携を密にしながら、組織的な支援活動を推進する。

2. 事業内容

江戸川区精神衛生協議会の指導・助言を仰ぐなどその組織を活用し、区校長会、区教育研究会及び区教育委員会と学校医・主治医等医師会及び保健所との連携・協力を密にして、以下の様に推進する。

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 支援組織の検討・確立 | * 関係組織への検討依頼
* 既存の健康教育等の推進組織の見直し |
| (2) 支援活動計画の立案 | * 連携組織への検討依頼 |
| (3) 支援活動計画の立案 | * 調査・研究活動
* 研修
* 相談・指導 |
| (4) 支援活動のまとめ | * 分析・課題の明確化
* 提言 |

思春期の悩みに対する支援組織活動推進事業

1. 目的

思春期の児童生徒が抱えている性の悩み・トラブル、心の健康に関する相談、指導については、学校教育や地域保健の分野などでさまざまな取り組みがなされている。しかし、必ずしもすべての地域で学校関係者、医師会、保健衛生関係者等が相互の役割の理解のもとに、連携を密に活動を行っているとは言い難い現状にある。児童生徒の健康問題は、学校のみならず、地域社会、家庭での生活に根ざしていることも多く、学校と地域の協力が不可欠である。

本事業は、思春期の児童生徒の個別相談に適切に対応する体制を、地域の関連機関との連携のもとに確立・強化することを目的とする。

2. 事業内容

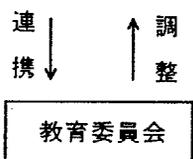
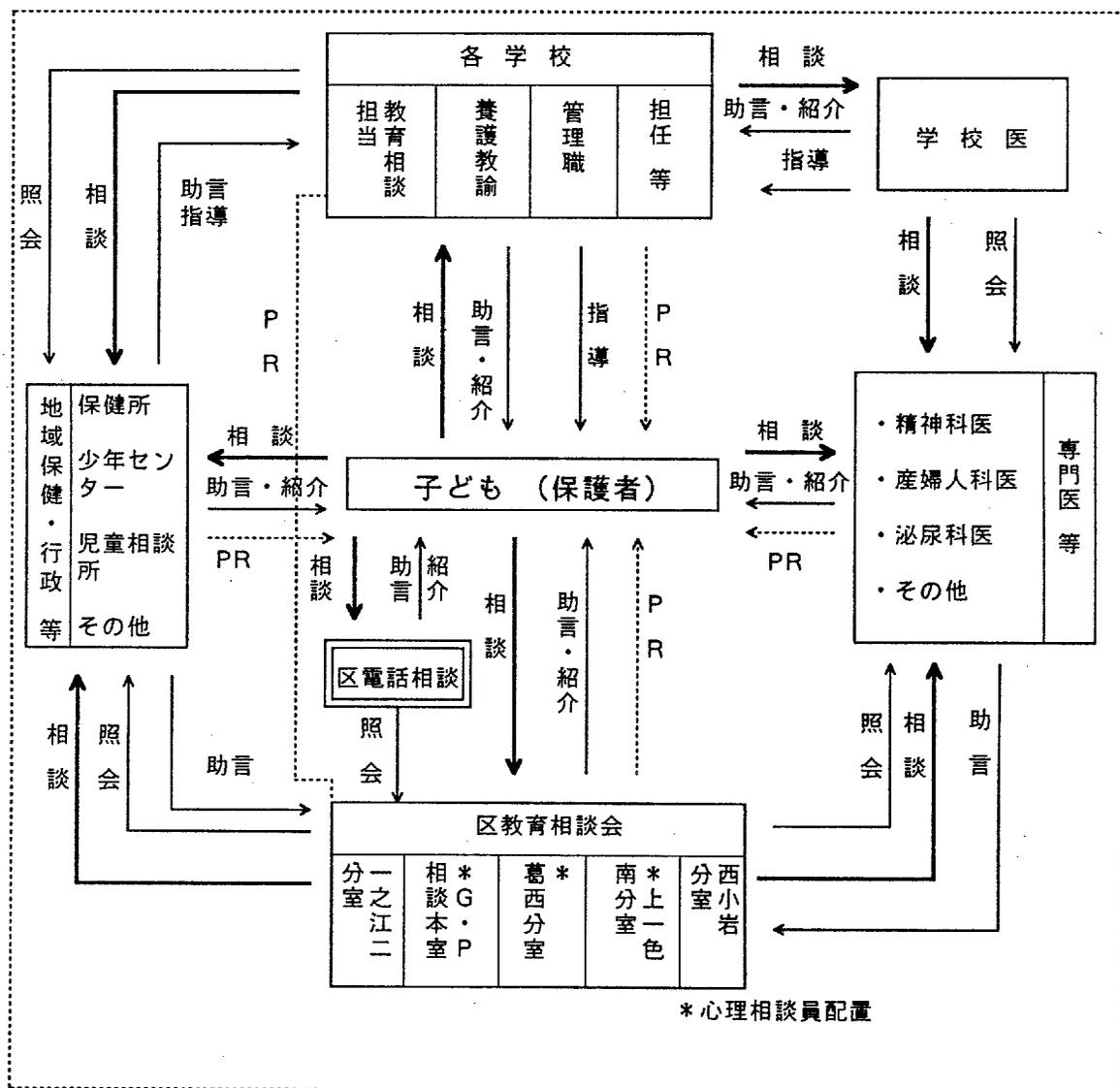
- (1) 日本学校保健会は、都道府県保健会の中から本事業の実施に適切であるものを選定し、本事業を委託する。
なお、日本学校保健会には「思春期の悩みに対する支援組織活動推進委員会」を設置し、委託事業の実施に関し、都道府県保健会に対して指導助言を行うとともに、必要に応じて参考資料を作成する。
- (2) 委託を受けた都道府県保健会は、モデル地域（概ね1市町村単位とする）を選定し、思春期の悩みに対する支援組織活動を実施させる。また、当外地域に対する指導助言を行う。
- (3) モデル地域においては、地域の関連機関との連携のもとに、次のような活動を行う。

<例>

- ・ 思春期の保健に関する地域の専門機関との協議の場の設置
- ・ 相談事例検討会
- ・ 共同研究（実態調査）
- ・ 思春期の相談活動の手引き作成
- ・ 研修会（教職員、保護者対象）
- ・ 集団指導（児童・生徒対象）

5. 江戸川区 思春期の子どもへの支援システム (案)

江戸川区教育委員会



序

目次

序	豊山 森長	1
I. 学校医の資格要件と現況		1
1. 学校医とは		3
II. 学校における性教育の現状		3
1. 現状の一例		3
2. 性教育の現状		3
3. 養護教諭について		4
4. 学校保健委員会について		5
III. 産婦人科医の参加の条件		6
IV. 産婦人科医の性教育への関与		6
1. 学校医に任命されているとき		7
2. 学校医に任命されていないとき(協力医)		9
V. 性教育参加の意義		11
VI. まとめ		11

従来、学校医は郡会地では主に内科・小児科系の医師が任命されてきた。産婦人科医が学校医に任命されることもあるが、これはむしろ例外で、東京都などでは産婦人科医が学校医に任命されることは非常に少ない。

その主な理由としては、産婦人科診療所は昭和40年代までは分娩や手術が多く、とくに時期を予測し難い分娩をとり扱うので時間の制約のある生徒の身体検査や予防接種をはじめとする種々の行事への参加が困難なことであった。しかし、これは産婦人科医が地域医療への参加が不可能ということではなく、ある程度参加が制限されることがあるということ、実際に学校医に任命されている医師の大部分は支障なく学校医の職務を十分遂行している。

ことに最近、小・中・高校生徒の体位向上は著しく、同時に社会の性的開放傾向とが重なり若年者の性非行、妊娠などが大きな社会問題となり、各学校ともその対応に苦慮している。このような場合学校医の責務は重大であるが、現在の学校医は専門が前述のように内・小児科系が多いので、性的問題についての対応などが必ずしも十分ではなく、このため産婦人科医の協力を求める声が強くなってきている。日本母性保護医協会はこの点に早くから着目し、性教育についての委員会を設置して種々の啓蒙活動を行い、大きな効果をあげてきた。このような状況により、最近本会会員から学校医への参加を希望する声が強くなり、学校医に対する関心が高くなってきた。

本会はこの問題を医療対策委員会に諮問し、学校医の目的や職務内容の解説と、産婦人科医が学校保健に協力する道を検討した答申を受けた。

産婦人科医の地域医療への協力は地域からも強い要望があり、これに対応することは地域住民との接触が密になるばかりでなく、長期的にみると医業運営上からも極めて意義のあることと思われる。

会員は本書を十分に活用していただきたいと希望する。

本冊子の作成には杉山四郎委員長、長橋委員をはじめ各委員のご努力に感謝すると共に大村常務理事、岡本幹事など担当役員のご努力に感謝する。

昭和62年3月

会長 森山 豊

I. 学校医の資格要件と現況

「学校には学校医を置くものとす」と学校保健法に明確に位置づけられ、「学校医は医師のうちから任命し又は委嘱する」と規定されている。

学校医としての資格については特に法的には定めがあるわけがなく、医師であることのみが条件となっている。

1. 学校医とは

学校医は学校保健法（昭和33年4月、法律56号）により定められた学校の非常勤の保健関係専門職員である。これは同法第4章第16条項「学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する」と定められている。

学校医の職務は同法施行規則第23条に規定されている。この中で性教育に必要なものは、第5項の「健康相談に関する指導に従事する」ことである。

この施行規則により生徒あるいは教員または保護者に対しても、思春期（小児期）の保健教育・性教育に対し今後は強力に学校医として関与する必要がある。

その職務について同法第16条第4項に学校医の任命権は、公立学校では教育委員会、国立学校では文部大臣にあり、私立学校では設置者である理事長又は校長にある。各公立学校ではそれぞれの設置者より諮問を受け、各地区医師会々長の推薦により学校医を決定している。

学校医の資格は医師であることが条件となっているが、文部省令で定めている学校医の職務規定（学校保健法第16条第5項及び同法施行第23条）は以下のように記載してある。

1. 学校保健安全計画の立案に参加する。
2. 学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して必要な指導と助言を行う。
3. 法第16条の健康診断に従事する。

①身長、体重、胸囲、座高 ②栄養状態 ③背柱、胸部の疾病、異常の有無 ④視力、色覚、聴力 ⑤眼の疾病の有無 ⑥耳鼻咽喉、皮膚疾患

の行無 ⑦歯、口腔の疾病、異常の有無 ⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病、異常の有無 ⑩尿 ⑪衛生虫卵の有無 ⑫その他の疾病、異常の有無

4. 法第7条の疾病の予防処置に従事し、保健指導を行う。

5. 法第11条の健康相談に従事する。

等であり、また同法第10条で健康診断の方法及び技術的基準についても文部省令で定められている。

現在の学校医は前述したように内科系を主体に耳・眼科系の医師が担当している。内科系は1校に1名、耳・眼科系はそれぞれ1名ずつであるが耳・眼科系の医師は数校の学校医を兼ねている。

学校医に任命されると上記の他にも多くの行事があり、相当の負担があるのも事実である。

また報酬は各自治体により差はあるものの、一般にとくに高額でもないが極端な低額でもない。しかし学校医はその仕事に情熱を持つものも多く、報酬を目的とするものはほとんどなく、とくに事情のない限り長く続けるのが通例である。

なお、文部省としては学校医として医師を指定しているので、とくに内科・外科など診療科についての指定はない。したがって、産婦人科医師であつても、地域の医師会の推薦があれば学校医に任命されるわけであり、このような経路を経たうえで産婦人科医師が学校医となっているものが多いことを忘れてはならない。これらの学校医は各学校の多くの行事を精力的に実践している。

II. 学校における性教育の現状

1. 現状の一例

東村山市の保健室における利用状況について養護教諭の報告によると、内容的なものでは、小・中学校ともに、頭痛・腹痛・気持が悪いという理由が上位を占めているが、中学校では「体がだるい」、「かぜ」、「疲れる」などの不定愁訴ともいふべき症状が多く、養護教諭はその65%に保健指導と最近ではヘルスカウンセリングを行ない、教室に復帰させている。

ヘルスカウンセリングした内容は、(1)男女の交際 (2)性 (3)受胎 (4)進路、成績 (5)友人、家庭に関する悩みが主なものであり、現代っ子は心に多くの悩みを持ち、とくに異性間の問題・性・性病に関する悩みを持っている。

2. 性教育の現状

教育課程の基準を示している学習指導要領の中では、性教育という用語は使われず、各教科・道徳・特別活動など教育目標を達成する立場から教育課程の領域内で性に関して指導することになっている。

学校の教諭も家庭の父母も性教育の必要性は認識している。東京都教育庁の調査では教諭の72%、父母の61%が性教育をおこなう場合は「学校と家庭の両方」と答えている。しかしながら、家庭において父母が子女にどの程度の性教育をしているか不明ではあるが、子女の場合は、比較的母親が月経などについて指導するケースが多いものの、男子の場合には対応がほとんど行われていないでむしろ苦慮しているケースが多いようである。

一方学校における性教育は一般の教諭は性の医学的、生物学的知識にとほしく、月経・妊娠・出産・避妊・性病などの知識は養護教諭にまかせて、まして本来の性教育はほとんど行われず、教諭や学校医も性に関する教育を敬遠している状態である。まして教諭が学校医に性についての相談や医師に性についての講義・教育依頼することは極めて少ない。もし性についての教育があつたとしても、学校内の各教科の教諭が講義方で行うという一方通行形式で、月経についての教育が古い純潔教育的なものが多く、生徒からの質問や悩み相談するような教育はほとんど行われていないのが現状である。

3. 養護教諭について

養護教諭は、学校看護婦という名称の下に設置されたのが最初とされている。昭和22年学校教育法が制定された時点で養護教諭と改称され、養護教諭には看護婦免許を有するものと有しないものに分かれるが、現在の養成条件などをみれば看護婦資格を有しないものが多い。したがって、思春期における性の教育や相談などの諸問題は、医療の専門家でない養護教諭などが指導しているのが、学校では大きな困惑と混乱があるといわれている。

4. 学校保健委員会について

学校保健活動を進めるとき、その中心となるのは学校保健委員会である。学校保健委員会は校長の諮問機関ということで制度的には出発したのであるが、現在ではそれだけではなく、学校保健をどのように地域にむきびつけてゆかかを考える場にもなっている。

しかし、学校保健委員会の部内での組織率は62%であり、この委員会が組織されている学校でも、開催回数は年間1～2回が多く、あまり活動していないのが実状のようである。

保健委員会の構成

学校側——校長、教頭、保健主事、養護教諭、保健体育教諭、学年主任、内科学校医、眼科学校医、耳鼻科学校医、耳鼻科学校医、学校歯科医、学校薬

剤師

地域側——PTA会長、副会長、PTA保健部長及び委員、保健所、

教育委員会、医療機関の代表、消防署など

生徒側——学校保健委員会、学級保健委員会でそれぞれ選出された児童・生徒(小・中学校では児童・生徒が出席しないことが多い)

学校保健委員会が取り上げる事項のなかに定期健康診断の結果についての討議はあるが、精神的健康・性教育に関する事項また母性保護などについて専門の立場から積極的な参加はほとんど見られないのが現状であるといえる。

III. 産婦人科医の参加の条件

産婦人科医師の学校医への参加は、医師会の推薦による教育委員会の任命を受け前記の内容の職務を遂行する場合は問題はない。しかし産婦人科医師の立場から性教育に限定した学校を考えると、現在の学校保健法による制度下では極めて困難といわざるを得ない。

前述のように産婦人科医のみの資格では、学校医への参加は現時点では不可能である。現在の学校医の職務の中で産婦人科医として参加の出来る可能性があるのは、法施行規定第2条第5項の「法第11条の健康相談に従事すること」及び保健教育の一環としての道徳教育、特別活動の中での思春期及び性教育を担当することである。

学校医の資格を得るには医師であればよく、とくに診療科による条件や制限はないが、内科系な職務内容が多いため内科系が有利である。産婦人科医師であっても、内科系の診療は可能であり不利な点はない。現在、学校医に任命されている産婦人科医師の大多数は、地区医師会の事業に以前から協力しその実績のもとに任命されている例が多い。このように地区医師会との密接な関係を個々の医師がもつことが重要な条件となる。日母各支部としても、また個々の会員としても医師会との関係は良好であるが、今後さらにより密接な関係づくりに努力する必要がある。

IV. 産婦人科医の性教育への関与

1. 学校医に任命されているとき

既に学校医として任命されている場合は、通常の健康診断など学校医としての職務を遂行したうえで、前述の小児・思春期講座をはじめ性教育について種々の努力をすることが望ましい。方法としては生徒に講義することも必要ではあるが、その前にまず教職員や保護者に対し性教育の必要性を認識させなければならぬ。とくに養護教員との意志疎通は必要である。その協力により性教育をするのも一つの方法である。ただこの場合注意しなければならないのは、単なる性器教育に終ってはならないことである。学校側が求めているのは月経への注意、思春期医学のほか男性の心理など心身医学を含めた性教育であることを忘れてはならないであろう。

そのためには学校の責任者やPTAはじめ、ときには教育委員会や行政側との了解をとる必要もある。例えば学校当局の了解のもとに、まずPTAなどで性教育その他についての懇談会を持つこともよい。

その教材としては、日母作成の映画および映写後の教員生徒の感想、あるいは性教育セミナーの講演集などが適当である。

PTAおよび学校側の賛同が得られれば、保健体育などの授業にこれらの教材をもとに思春期教育を行い、順次内容を濃くして授業時間の増加をはかるのもよい。

なお法第11条に「学校においては、児童、生徒、学生又は幼児の健康に関し、健康相談を行うものとする」とされている。その内容は、

1. 健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする者。
2. 日常の健康観察の結果、継続的な観察指導を必要とする者。
3. 病欠欠席がちな者。
4. 心身の異常を自覚して、自発的に健康相談の必要を認める者。(学業に關するもの)

5. 保護者の依頼によって実施の必要を認めた者。

6. 修学旅行・遠足・運動会・対外運動競技等の学校行事に参加させる場合に必要と認める者。

と規定されている。

そして、健康相談の方法には以下の二つの方法が行われている。

① 健康相談診察型

現在学校医が関与している健康相談は、疾病の予防と治療相談などの健康診断後の医学的事後措置が主なものである。

② 保健相談型（カウンセリング型）

児童、生徒が肉体的精神的に悩み苦しんでいるものをよく理解し、どうすれば健康障害の問題を解決できるかを、児童・生徒・父兄・担任教師や養護教諭と共に悩み考えて、児童と生徒の学校でのあり方、また自ら解決する方法を指導することにあるとされ、主に養護教諭がおこなっている教育的事後措置である。

以上の二つの型のうち第2の保健指導型は養護教諭も専門医に指導を受けたいと希望するものが多く、学校医もこの面に踏み込む必要が今後ますます強くなろう。

2. 学校医に任命されたいとき（協力医）

学校保健に参加するためには学校医に任命されることが必要ではあるが、新しい任命には既述のように既に任命されている学校医との摩擦も考えられ、また教育委員会や学校当局としても（たとえ生徒数が1,000人以上であっても）簡単には増員できないのが実情である。これは私立校でも同じと考えてよい。

したがって、増員するためには各都道府県の日母支部の努力も必要ではあるが、前述したように教育委員会への推薦は医師会が行うのが原則である以上、産婦人科医師が学校医として参加するためには地区医師会（学校医部あるいは学校医会）と十分な話し合いを行う必要がある。

もし学校医の交代や新設校設立時に学校医として任命されればよいが、そのような状態が考えられなときは協力医として性教育に参加するのが抵抗が少ないものと思われる。

協力医の活動のためには学校医の既得権を尊重し、各学校および学校医の了解のもとに教職員やPTAなどへの啓蒙活動を行い、生徒への啓蒙活動へ

の了解を得られるよう努力するほうがよい、これは公私立の小、中学、高校とも同じようにするのがよいと思われる。

地区医師会への接衝は日母支部が当るのが適当と思われ、個人的接衝は混乱を招くおそれがある。そのためには日母支部内での十分な検討と理解が必要であり、その基礎としては地区医師会との日母支部および日母委員の日頃からの密接な関係が必要であり、併せて日母各委員の母子保健への理解と情熱がなければならぬ。

このように現実の学校医の存在を十分尊重したうえで、学校医の現在行っている業務を補足する形をとるのが適当と考えられる。また、県や市、議会などへの働きかけも必要な場合があり、性教育、母子保健に関心ある議員の活躍を期待することも医師会、教育委員会に対する努力と同様忘れてはならない重要なポイントである。

ただ現在の学校医制度では、学校医に対する報酬はあるが、産婦人科の協力医に対し報酬の有無、報酬はあっても報酬額について十分満足し得るものが否かの問題がある。産婦人科協力医が思春期、性教育など学校当局、保護者はもちろん現学校医も触れられない問題について献身的な啓蒙活動を行っても、まったく無償の行為あるいは極めて低額の報酬で終わるのでは、結果的には正当な評価を受けていないことになる。

したがって医師会、教育委員会および学校当局、議会などと啓蒙活動について交渉をするに際し、専門医として正当な報酬を受けようように努めるべきである。

IV. 性教育参加の意義

最近の宮原などの報告をみると、性交経験は男子18才以上、女子で15才以上で多くなり、性行為の動機では「何となく」というのが、853例中499例と圧倒的に多いのが注目されており、すでに若い世代において性交渉があたりまえに受け入れられつつあるなかで、思春期の性行動について、これを予防ないし防止するといった観念の論議では、実態との隔絶がますます隔たると考えられる。

又社団法人 日本家族計画協会の付属家族計画相談センター（通称JFPA オープンハウス）の活動概要報告によると、思春期女子の相談内容を見ると、妊娠に関するもの48.9%、月経に関するもの29.6%、避妊4.8%、その他16.7%となっており、相談の第1位の妊娠に関する相談は親はもろろん、教師や友人にも相談出来ず、一人悩んだ末の相談であり、早い治療が望ましいにもかかわらず、一般の産婦人科診療所の門はなかなかくぐれず、当相談所にとどり着いたケースがほとんどであると報告している。

そして、それゆえに産婦人科医のサポートは不可欠であるとして、相談所のスタッフに母性看護の専門家である助産婦を中心として報告している。又、このような現状を見る限りにおいて、我が国にあっては、思春期時期の産婦人科診療にもっと理解と門戸が開かれ、気軽に訪れられる施設の拡充が望まれるとしている。

性教育が単なる「性器教育」ではないことは、広く認められているところだが、性器教育まで含めざるを得ない点に困難性があると考えられる。特に「性交」や「避妊」となると教育する側にもかなりの準備と技量が要求されてくる。

性に関する教育を行うことの意味については、中・高校とも100%近くが重要だとしている。性教育の担当者の中・高校いずれも(1)保健体育教諭、(2)養護教諭、(3)学級担任——の順に多い。

高校においては、特に保健体育教師にかかる比重は中学に比べて重く、養護教諭や担任の割合は相対的に減少している。

産妊について教えている学校は、中学では3%だが、高校では55%と、半数をこえている。又性交に関しては、中学で12%、高校で39%が教育しているとなっている。こうした教育を実施することに対する反対意見は、特に学校の内部、それも一般的教師に強く、又PTAの父兄にも強力な根強い反対の声がある。

この対策のためにも母子保健教育の専門家である産婦人科医が、学校医または学校協力医として学校保健教育に協力し、生徒はもろろんのこと、教員、PTAの父兄を含めた教育を行う必要がある。

このためには、学校特に中・高等学校において性教育の必要性を世論、学校側そして教育委員会にアピールし、又ニーズづくりしていくことが大切である。

福岡県における産婦人科協力医について

産婦人科医が出来るだけ学校保健に協力することは、地域医療参加の面から大きな前進であり、地域住民との接触が深まり医療の拡大へとつながっていく。学校保健への参加は、単に小児・思春期の啓蒙運動のみならずPTAに対する母親学級あるいは成人学級の一面もあり、腫瘍、避妊など受診機会が少ない家庭婦人、自家営業婦人への啓蒙という大きな側面がある。母子保健推進のため、今後は診察室を出て活躍するためにも学校保健への参加に努力することは重要である。この意味からも福岡県の県立高校を対象とした協力医制度は、今後の産婦人科医の学校保健への協力に押し意義は極めて重大であり、日母会員のみならず各方面に大きな示唆を与えたものといえる。

福岡県において、昭和61年度より県立高校において産婦人科医が学校協力医として

(a) 特別課外授業で性行為や妊娠、母性保護などに関する講義を行う

(b) 生徒や親たちからの健康相談に応じる

などの産婦人科サイドからの教育を行うとのこと、我々もこれに注目するとともに、その成果を期待し、この制度が全国に広がることを望んでいる。しかしながら、この場合学校医ではなく、あくまでも学校協力医ではあるが、産婦人科医が学校保健事業に協力していく出発点となるであらう。

V. ま と め

現在、小、中学校および高等学校には心とからだについて種々の問題があり、各方面で大きな論議の対象となっている。この中で生徒の保健管理にも問題があり、とくに性教育のあり方に対しては、現場の教員や養護教諭などとともに保護者を含めて大きな困惑と混乱の渦中にある。これに対し内科系の学校医は適切な対策が講じられなければならないものもあり、産婦人科医の助言を痛切に求めている。

しかし産婦人科医師が学校医として参加している場合はあまり問題はないが、学校医でない産婦人科医師がこれに参加しようとしても現実には種々の隘路がある。その結果養護教諭、教員などの個人的な依頼によって問題のある生徒と接触する以外方法はなく、しかもこの場合は身体的な障害やときには事故のあったものの事後処理を依頼されることが多い。

思春期の生徒に対する保健指導はその必要性が長い間強調されているにも拘らず、現在でも不十分で、結果的には思春期の教育、とくに性についての諸問題は専門家ではない教員にその指導を任せているのが現状である。

学校医は学校保健法により設置されているもので、医師であればその資格があり診療科による制約はない。しかし業務内容は内科的なものが多く、産婦人科医が、現制度下のもとで性教育のみを対象とした学校医に任命されることは極めて困難である。しかし、現時点の学校医の職務のなかで、「健康相談」、「思春期、性教育」の分野は、産婦人科以外の医師では極めて困難である。したがって機会があれば地区医師会の推薦により、教育委員会から学校医として任命され、所定の活動とともに性教育を活発に行うことが望ましい。しかし学校医への参加が困難な地域があり、このような場合は協力医として学校の性教育に参加するのが現時点では望ましい方法である。

福岡県では議会の承認を得て教育委員会、医師会、日母支部が中心となり、本年度から産婦人科医を協力医として参加することになった。

主な任務は、(1)特別課外授業で性行為や妊娠、母性保護などに関する講義をおこなう。(2)生徒や親たちからの健康相談に応じる。

これは産婦人科医の学校医参加の道を開いたものであり、日母としても協力医制度成功のため十分な支援態勢づくりと、この成果を全国的に拡げてゆかねばならない。

これと同時に、既に学校医に任命されている産婦人科医も、思春期、性教育講座を担当学校で持つように努力されるべきであろう。

そのためには、各支部では地区医師会との緊密な連携と了解のもとに学校責任者、PTA、教育委員会、行政および議会などの了解を得られるよう働きかけることが重要である。

いかなる形にせよ、学校保健への参加は、単に小児、思春期の啓蒙運動のみならずPTAに対する母親学級或いは成人学級の一面もあり、腫瘍、避妊などもっとも受診機会の少ない家庭婦人、自営業の家庭婦人への啓蒙という大きな側面がある。

日母本部としては既に臨教審に対し中・高校生への性教育の必要性を申し入れは行っているが、今後さらに国会、文部省はじめ関係当局への働きかけも必要であり、各支部においては都道府県の学校保健委員会への積極的な参加を地区医師会と協力して、教育委員会、行政、議員などに働きかける必要があろう。このような本部、支部および会員個人の性教育参加への一層の努力が必要である。

〔付一1〕

各 学 校 医 校
 学 校 歯 科 医 校
 学 校 薬 剂 師 校
 学 校 精 神 科 医 校

61北教学発第37号
 昭和61年4月30日

北区教育委員会
 教育長 渡 辺 進
 (公印省略)

昭和61年度・学校医等の報酬月額について

平素、児童生徒の健康管理については、種々ご指導を賜り厚くお礼申上げます。
 さて、本年度の報酬を下記のとおり改定させていただきましたのでお知らせいたします。

記

1. 昭和61年度の報酬月額

職 名	改 定 月 額	現 行 月 額	引 上 額
学 校 医 (F 科)	34,800円	34,000円	800円
” (眼科科)	27,800	27,200	600
” (耳鼻科)	27,800	27,200	600円
学 校 歯 科 医	27,800	27,200	600
学 校 薬 剂 師	15,400	15,000	400
学 校 精 神 科 医	33,800	33,000	800

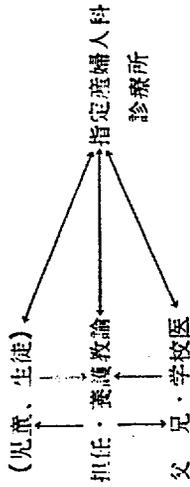
2. 実施時期

昭和61年4月1日

〔付一2〕

試案 指定産婦人科の設立

この保健相談に関しては、身体障害者及び難病者に対しておこなっている指定育成医療機関のように、学校側、行政機関と地区の産婦人科医会、日母支部とが協定を結び、各校に指定産婦人科医を数人選んで実施する。



- ③ 直接相談 → 来院相談、保健室相談
- ⑤ 間接相談 → 電話、手紙による相談

参考文献

- 1) 医師のための学校保健
 1982. 9. 20 日本医師会編 第一法規
- 2) 学校医の手引き
 昭和58年4月1日 東京都医師会学校医師
- 3) 産婦人科医業の拡充対策
 昭和54年4月 日本母性保護医連会
- 4) 思春期保健サービス 小長井 春雄
 日本家族計画協会 昭和61年4月1日 薬事日報
- 5) 学校における思春期保健の課題
 思春期保健研究班 厚生省
 昭和61年4月1日 薬事日報

特集「学校医の経験」

学校医になって二十八年

静岡県 須藤医院 須藤 正

私は、昭和三十九年四月より二十八年間、小学校二校（生徒数2,500名）の校医と、保育園（90名）の園医を嘱託いたしております。

現在の学校は、三学校医形成され、内科の校医のほごんが内・小児科医で占められていて、産婦人科医が校医になることは非常に難しい。学校医になるには、医師会の学校医評議委員会にて人選して教育委員会に推薦する場合、その地区の学校長が医師を教育委員会に推薦して校医になる場合の二つがあります。

私が学校医になることができたのは、無医地区の診療所が空席になったので、学校医になるのが目的で診療所に就職し、計画的に学校医になりました。その後、四十二年に現在地にて開業いたしました。近々の小学校の校長の推薦により再び校医となり、現在に至っております。

学校医の日々の活動状況は、内科医と同じで、定期検診・各種の予防接種・事後処理等ですが、

行政側も性教育に熱心な

昭和四十二年三月に開業してから数年後、その多忙な時期を迎えていたとき、地域の医師会長より「地域医療のための奉仕の精神」で小学校医をやるように依頼があり、お引き受けして既に二十年が経過しました。

私の開業している地域には小学校や中学校がそれぞれ一校ずつあり、当病院より徒歩で十分、車

私が校医になったときから性教育を積極的に取り入れ行ってきたこと、学校保健委員会を組織化したこと、その結果として担当の学校以外の学校のPTA・母親学級・家庭学級・婦人会・老人会にまで講演を依頼されることが多くなりました。学校内では、生徒の体位と机・椅子の適性配置、未熟児の追跡調査等をまとめて全国校医大会にて発表いたしました。

産婦人科医の協力医として、静岡市医師会・校医部会・産婦人科医会による性教育委員会をつくり、市内の中学校の教師と生徒に対しての性教育を行ってきましたが、平成二年度より予算の都合の理由にて計画が縮小され、僅かに小学校の教師に対して年一回の指導に終わっております。文部省・厚生省等の中央からの命令ならば地方の自治体も即座に対応しますが、新しい制度を作ることは非常に難しいと思っています。

静岡県 須藤医院 須藤 正

三重県 柳瀬病院 柳瀬 恒範

三つ四分の所に小・中学校が並んで建てられています。当時、既に現職の校医がそれぞれ兼任していましたが、小学校の校医としておられた先生が、八十歳という高齢のために退職された結果、私に回ってきたわけです。しかし、当地域には私以外に内科・外科の開業医の先生が七名おられました。したが、他の開業医は自分自身の開業が多忙に

わけて、校医まで引き受けられなかったためでありました。

当時、校医を産婦人科医が引き受けたのは珍しく、当地区では初めてのことで、他の産婦人科開業医の批判の言葉を聞きましたが、医師会長より依頼されたことでもあり、この批判を無視して引き受けたことになりました。お引き受けして二十年が過ぎ、最近では批判を聞くこともなくなりました。それというのも小学校での性教育という問題があり、産婦人科医も校医に適任であるという時期になっていきます。校医の仕事としてはお決まりの生徒の健康診断（入学時・水泳おとすマラソン前・就学旅行前等）や予防注射（ツバハルクリン・インフルエンザ等）がある他に、インフルエンザ流行時の全学年休校やクラス閉鎖の相談を受けています。また校医を引き受けた当時はおまり

産婦人科医の学校医を

県産婦人科医会の社原ならびに総務担当理事を務めたのち、地区医師会の学術および福祉等の理事としての副会長を経て平成二年から医師会長をやっていきました。会長職は単に医師会のキャパシティを上げていくのみならず、団体、組織を代表するものも位置づけられ、諸々の会合への出席を余儀なくされる。例えば、保健対策推進協議会長、医療機関協議会長、総合推進協議会長、学校保健委員会、市民病院協議会長、市体育協会役員、特養ホーム理事兼副理事等々で、いろいろな要請を受けるのできかない。

医師会および医師会員は地域医療に邁進するものとして、医療行政に加担して地域住民の健康維持に努めなければならない。各種保健事業即ち予防接種や住民検診、啓蒙運動や学校医、夜間救急

富山県 横井産婦人科内科医院 横井 昭平

積極的に学校側・PTA側と話し合う機会もありませんでした。最近では少年、少女の性正しな性教育ということが問題になり、学校側やPTA側に講演等を行って理解していただいています。また、最近では行政側も性教育に熱心に取り組むようになり、今後の性教育には産婦人科医が一番適当であるという、医師会および教育委員会の考えもあり、今後一層産婦人科医の校医が増えお役に立つていけると思っています。

校医となり二十年が経過し、何ら事故なく過ごさせていたのですが、いつまでも校医をしていくわけにもいきません。学校医の定年の規程もありませんが、一応、七十歳までは続けたいと思います。児童数の少なくなった現在（校医になった当時の児童数は約90名、現在は約60名）ですが、もう少し頑張っていきたいと思っています。

医療等々も、このように長々と前置きを述べた所以は、このような経緯で、学校医になったかではなく、ごく自然に地域の要請でなってきた方が正しいというところを述べたかったからである。即ち自分のエピソード、地域住民の訴え、地域社会を味方するものによって自然に「強い医師会」ができていき、医療・保健行政が深く加担する結果となり、必然的に医師会抜きでは事が運ばなくなるのである。

学校医の役割と位置づけについては全書で述べた通りですが、眼科医、耳鼻科医といわれる学校医の三人が文部省から認められ、後者は医師でもあれば、臨床科目はなくてもよい。待遇は地方交付税補助記してあるが、県町村の条例にも定められているので現実には非難を生じている。

最適任の理由

近頃は心身の健康が叫ばれ、疾病構造の変化や医療水準の向上で、その効果を上げるためには従来の学校医の他に産婦人科をはじめ神経内科、スポーツ医学等の領域の参画が必要である。因みに私は小・中学校各一校、保育所二カ所の校医と女子高校の外來講師をわっている。側面から教育委員会の一般知識、風潮を喚起する目的で地方新聞や医会報への掲載より余程効果がありました。

岐阜県 加々美医院 加々美 孝

人口五万五千余人の当市では、診療科目の如何にかかわらず、開業医が保育園、幼稚園の園医、小・中・高校の校医として活躍しており、したがって私も産婦人科医でありながら、二つの保育園と二つの幼稚園の園医、小学校、中学校、高等学校の校医を務めております。三十四年間の学校医としての産婦人科医の経験について、少々感想を述べてみたいと思います。結論は「産婦人科医であって良かった。いや産婦人科医こそ、学校医として最適任者ではないか」ということなのですが、その理由を挙げてみます。

- 一、 学業 生徒たちの中には、出産時からの顔見知りの者が多く、その心身発達の状態を当方が承知している点でも彼等の健康保持、増進を図る上に便利であったし、学業、生徒も気楽に、しかも親しみよめていろいろ話をしてくれましたので、明るく和やかな雰囲気の中で十分彼等と接触ができたことは、大変良かったと思えます。
- 二、 代々の養護教諭も、自身の健康についての質問や相談を訪れ、親しくなることも信頼し
- 三、 当院で分娩された方々を中心に、学校長はじめ全職員も信頼し、安心されたらしく協力を惜みませんでした。学業、生徒の健康の保持、増進に努力していただきました。
- 四、 男子は、女子を大切に庇ってあげなければならぬことを暗黙裡に理解させることができたと思えます。
- 五、 衛生講話、性教育関係の話でも、母親の出産シーンの話から始めることになって、全学業、生徒たちは感激して熱心に聞いてくれましたが、産婦人科医でなければこのような説得力をもつことはできないでしょう。
- 六、 毎年施行している貧血、血圧の検査および女子の初経の調査なども全く抵抗なく円滑に進められています。
- 七、 自身、小児科、内科、皮膚科、外科などの勉強を余儀なくさせられて、大変有難いと思っています。

母子健康手帳の利用を

昭和三十年に葛飾区通切小学校校医の辞命を頂きました。その当時、私は産婦人科を標榜して

東京都 佐久間医院 佐久間達夫

ましたが、内科、小児科も診っていたので校医の推薦を受けたと思えますが、産婦人科専門であったならば推薦されなかったと思います。

三十年代は新一年生には毎年結核の有所見者がいて、入学を一年延期を必要とする者、その他の伝染性眼疾患、皮膚病等も数名はいたようでした。校医として毎年の定期身体検査の他に、千葉県若井海岸における夏期訓練、秋の日光の林間学校でも二泊三日の校外外泊教育のため、診療を休んで出張することもありました。夜尿症とか、心臓発作(頻拍症)、喘息発作の既往症を持つた児童がおりましたので、親から離れて初めての外泊には、受持教師や親と打ち合わせをし、ときには現地の校医会の医師にお願いして参加させることもありました。最近では積極的訓練より消極的事故予防の方が優先されるようです。各種予防注射についても副反応の心配のため、自ら辞退する者も多くなっています。

協力医への経緯

夏の水泳、冬のマラソン大会には事前一週間に体温測定をし、排便、食欲の状態を記録させておきます。医師としての予診を重視することの重要性

静岡県 関クリニク 関 智三

オープンシステム(医師会病院、浜松医療センター)に七年間勤務して後に開業して十二年になります。勤務医当時、市立女子高校の講師を兼任していたこともあって、静岡県西部地区の女子高校生の思春期講座や若い女性の婚前教育とか、若い人たちの社会人大学での「正しい性・医学知識」等と題してスライドを中心に講義してきた内容を、開業してから拙著「おんなのこ」の中から「性」にのめり込んで出版したので、

もちろんですが、親と教師にも毎日の記録を確認させて洩れないようにする指導がさらに必要であります。思春期、特に初潮の年齢の早まりは、母親でも気付かず手当りの指導が欠けることもあるようですので、特に養護教諭に指導の気配りをさせておきます。女子は五年生位から乳房の発育に気付きますが、上半身の発育の視診は必要であるので、羞恥心のため女子職員の診察補助を必要と思われることもあります。小学校の校医に關しても、産婦人科医がかかわる必要性は今後ますます増大するものと思えます。最後に、かねがね考えていたことを書かせていただきます。周産期(小児科では周生期と言いますが)に産科医は代謝異常検査を行っていると思いますが、この成績が母子手帳に貼ってあるはずですが、就学児検査の際に母子健康手帳を持参させることを制度作りますよう、日母から教育委員会に申し入れをお願いしたいと思います。異昔のあった子供には、六年間の健康管理に校医として役立つことがあるのではないかと愚考いたします。

(第三種郵便物認可)

科 眼科医が主体であり、何か婦人科の問題が起きたときだけ、校医の先生や校長から相談を受け、全くコンサルタント程度の係だけであり、以前より一歩進んで、泌尿器科、精神科を含め、子ども婦人科医が保健体育の先生、養護教諭、保健婦とタッグ・マッチ式に参加される方が望ましいと提言するわけなのです。

川崎市産婦人科医会性教育推進委員会の場合

神奈川県 神保メディカルクリニック 神保 芳二

私は学校医の経験はないが、川崎市産婦人科医会性教育推進委員会委員として思春期の性教育の相談、面接指導に約十年間携わってきたので、その経験を述べます。

学校医部会には校医としての生徒の身体検査の他にいくつかの委員会があり、性教育委員会もその一つであり、川崎市学校医部会性教育委員会は最近エイズ等の講演会を医師会費用として開催するなどして、やっと重い腰を上げはじめました。構成は内科、小児科医が主でそれに眼科、耳鼻科医が加わり、分娩その他で時間の不規則な産婦人科医の参加はほとんどゼロに近い状態です。

①委員会独自の活動

性教育の研究、勉強、指導方法等の他に、思春期女子と川崎市産婦人科医会および病院とのかわり合いを調べるために、昭和五十九年より医院、病院の産婦人科医にお願いして、いくつかの

平成5年2月1日 (毎月1日発行)

報 母 医 日

年齢の頃よりの急激に増加しているのが分かり、相談等では正確な知識の欠如が目立ち、さらに不幸な結果にもなれば肉体的ばかりでなく、精神的な苦悩も一歩背負っていくかばならず、こんな不幸を少しでも少なくするためには正しい性教育はぜひとも必要です。学校医部会には学校医、保健婦、養護教諭、保健婦、意見等があり、現在

市内各小・中学校に産婦人科医を配属

和歌山県 桜ヶ丘病院 成川 守彦

近年、十代の人工妊娠中絶や十代の性病感染特にクラミジア感染が増えている現状を鑑み、有田市医師会では、小・中学校での性教育の必要性を痛感し、学校保健協議会(以下協議会)の中で、小学校における性教育を取り組んできた。昭和六十二年にモデル校を二校、平成二年にはもう一校選び、性教育を実施し、毎年協議会において性教育の取り組み方、生徒、児童の反応、父兄の反応、今後の対策等を発表、協議してきた。この中で、モデル校の先生方から専門医である産婦人科医からのアドバイスや相談の必要性が強く望まれ、校医としての産婦人科医の参加が要請された。

また新学指要に基づいて、平成四年から小学校五年生用に「保健」の教科書ができ、「初経」「精通」が登場し、理科では「ヒトの誕生」が入り、性教育元年ともいわれている。

高校校医の立場から

学校医の一般的概念は、昔前に考えられていたような名譽職的なものから実践的なものへと急速に変わってきております。私が学校医に推薦されましたのは、前任者が産婦人科医であったこと

でも産婦人科医の性教育協力医としての位置づけはなかなか容認でき難い面があります。種々の方法を試みたが、結局は行政(文部省)に提案、その必要性を取りつけ教育委員会に要請、通達してもらい、産婦人科医を学校の性教育に協力医として参加させる方法をどうした方がより近道であり、さらにその時期が今きていると思う。

大阪府 大野医院 大野 正

とが大きく影響したように思います。さて日常の活動状況ですが、私の場合府立高校の校医で、生徒の年齢は十五〜十八歳、現在圧倒的に多い不定愁訴、心身症の問題に重点をおいて校医活動を行

っております。

当地区には二十八の公立高校があり、また二年に一回の職域合同研究協議会（歯科医、薬剤師、養護教諭等を含む）が開かれ、昨年は養護教諭部会から研究報告のあった当地区三千三百八十三名の高一から高三までの女子の「月経に関する悩みをどう指導していかか」の問題で

①思春期初経未発来の問題、②続発性無月経の問題、③月経異常発現機転の問題、④月経異常対策、⑤月経周期とコンディショニング、⑥月経期間中のスポーツ活動等について種々指導、提案を行いました。特に月経期間中のスポーツ活動は、体育授業、競技対策に分けて、筑波大学の目崎先生に指導による指針の概要表(1)、(2)を参考としております。

もちろん入浴活動としては、心疾患指導区分、腎疾患指導区分もマニュアルに則り、また最近では性教育はもとより、エイズの問題、避妊の問題、STDの問題等希望者に指導しております。

（表1）月経期間中の体育授業

	水 泳	陸上スポーツ
小学生	強制的に行わせるべきではない	問題は少ないと思われる
中学生	経血量の減少後が望ましい。生理用品は使用しない	外装具の使用を原則とする
高校生	内装具は高校生以上を原則とする（水泳時に限る）	○経血量減少後、月経痛軽快後が望ましい ○軽い内容とする

（表2）月経期間中のスポーツ選手の活動

	水 泳	陸上スポーツ
小学生	強制的に行わせるべきではない	強制する必要はない 外装具を使用する
中学生	強制する必要はない 外装具の使用を原則とする (経血量が多いときは内装具を使用する)	
高校生	○トレーニング内容は、無理をさせない、軽い内容とする	

(資料V-5)

月経の時、お腹や腰が痛くて
困っちゃう

♥ 月経が不順で2ヶ月もないの

ダイエットしたら
月経が止まっちゃった

♥ おりものが多いけど
私 病気かしら...

♥ ボーイフレンドから「Cしないか!とさそわれて
わたしは「まだイヤ!」なの
でもきらわれたらどうしよう...

♥ 月経がおくれている!ひよっとしたら
妊娠しているかもしれない...

♥ Cをしても妊娠しない方法って
あるの?

♥ 相談したい
教えてもらいたい
と思うけどお金が

そんな時...

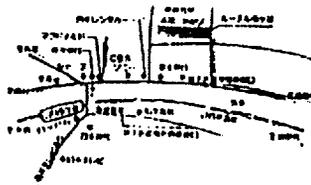
さあ!
勇気を出してご相談下さい。

あなたにとって一番いい方法をいっしょに
考えてみませんか?

 **長池優生保護相談所**
☎022-226-0533

【相談日】月・火・木・金 AM9:00~12:00 PM2:00~4:00
水・土 AM9:00~12:00

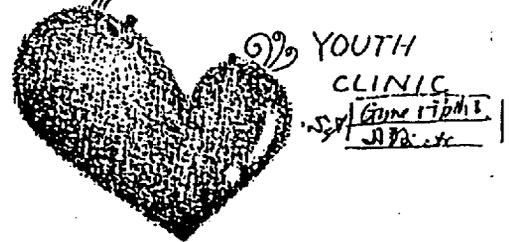
こんなことで
悩んでいる人
いませんか...



交通機関
JR 有楽町線 (出口は一カ所) 市ヶ谷駅 (約8分)
地下鉄都営新宿線 (JR 有楽町線) 市ヶ谷駅 (約8分)
地下鉄有楽町線 (保善会館側出口) 市ヶ谷駅 (約2分)

JFPA オープンハウス・市ヶ谷クリニック
〒162 東京都新宿区市ヶ谷砂土原町1-2 保善会館5F
約・30・

OPEN HOUSE



Japan Family Planning Association inc.

オープン
ハウスって
どんなところ?



クリニック

悩むより相談しちゃおう!
あなたのからだの悩み、性の悩み。そして妊娠したかも?など、あれこれ考えて
いるよりまずドクターやナースに相談しましょう。きっと解決ができるはず。
診察や検診もしてくれますよ。



電話相談

勇気をだして電話をしてみましょう!
自分のからだや月経のこと、ましてや避妊のこと
などはちょっとはずかしい。でも電話をなら相談
できるかもね。まずは電話して悩みを解消!それ
でもスッキリしないなら、二人でクリニックに來
てみよう。やさしいドクターとナースがあなたが
納得するまでアドバイスします。

避妊相談

恋人ができた、方程式よりも大切なこと?
こいびとができた相手の方のことを多く知りたいですね。でも、もっと知っ
てほしいのは男女の生理やからだのしくみ。そして避妊のこと。あなたの知識
は大丈夫かな。望まない妊娠をしないためにはいろいろな方法があります。二
人で確実な方法をおぼえよう。パートナーに思いやりとやさしさを。

上段 長池産婦人科 (優生保護相談所)
下段 日本家族計画協会市ヶ谷クリニック

さあ!

その友だちにAPCCの電話番号を
教えてあげてネ。

☎06-761-1115



そんな時……

わたしたちが、お友だちからの悩みを聞いて、一緒に考え、話し合う中から、一番いい方法を見つけたいと思います。当然、お友だちのことはく
絶対ヒ・ミ・ツ>をお約束します。

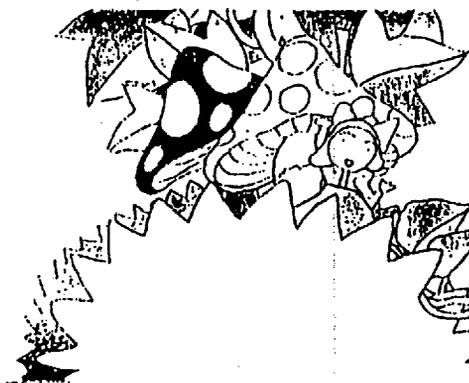
また、必要な場合には妊娠判定検査もいたしますし、
信頼のおけるお医者さんも紹介しています。



生理が遅れている！ひょっとしたら、妊娠しているかもわ
からない!? どうしよう…
妊娠してしまったらいいの。病院もどこへ行ったらいいの
か、わからない。誰にも相談できないし…

♥ボーイフレンドから「Cしないか」と誘われてるけどわたし
は「まだイヤ!」ってっている。でも、ざらわれたくない
し、どうしたらいいの…!?

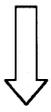
♥Cをしても妊娠しない方法が、いろいろあるってきいたけ
ど、どんな方法があるのかなあ…どこへ行ったら教えて
くれるんだろう?



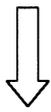
あなたのお友だちが
こんなことで
悩んでいる人は
いませんか?



大阪市立社会福祉センター



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



女性が産婦人科医を妊娠・出産・子宮筋腫・子宮癌・更年期とは別に、健康管理・ホームドクターとして考えることが望ましい。